

第 29 号議案

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部改正について

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市準用河川流水占用料等に関する条例（平成 11 年豊川市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 2 土地占用料（第 2 条関係）				別表第 2 土地占用料（第 2 条関係）			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
電柱等の工作物	第 1 種電柱	1 本に	950円	電柱等の工作物	第 1 種電柱	1 本に	1,100円
	第 2 種電柱	つき 1	1,500円		第 2 種電柱	つき 1	1,600円
	第 3 種電柱	年	2,000円		第 3 種電柱	年	2,200円
	第 1 種電話柱		850円		第 1 種電話柱		940円
	第 2 種電話柱		1,400円		第 2 種電話柱		1,500円
	第 3 種電話柱		1,900円		第 3 種電話柱		2,100円
	その他の柱類		85円		その他の柱類		94円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	(略)		共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	(略)
	地下に設ける電線その他の線類		5円		地下に設ける電線その他の線類		6円
	地上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	830円		地上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	920円
地下に設け	占用面	510円	地下に設け	占用面	570円		

	る変圧器	積1平方メートルにつき1年			る変圧器	積1平方メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,900円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,300円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>36円</u>	水管、下水道管、ガス管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>40円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.2メ		<u>150円</u>		外径が0.2メ		<u>170円</u>

	メートル以上 0.3メートル 未満のもの			メートル以上 0.3メートル 未満のもの	
	外径が0.3メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの	<u>200円</u>		外径が0.3メ ートル以上 0.4メートル 未満のもの	<u>230円</u>
	外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの	<u>360円</u>		外径が0.4メ ートル以上 0.7メートル 未満のもの	<u>400円</u>
	外径が0.7メ ートル以上 1メートル 未満のもの	<u>510円</u>		外径が0.7メ ートル以上 1メートル 未満のもの	<u>570円</u>
	外径が1メ ートル以上 のもの	<u>1,000円</u>		外径が1メ ートル以上 のもの	<u>1,100円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、準用河川の占用に係る土地占用料の適正化を図る必要があるからである。